



平成 26 年 1 月 10 日
自 動 車 局

小型コミュニティバスの車両構造要件等の見直しに係る 意見募集について

近年、小規模な旅客自動車運送事業の需要増加に伴い、小型コミュニティバス※の導入のニーズが増加しているところです。

小型コミュニティバスを用いて旅客自動車運送事業を行う場合には、他のバスと同様、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」（以下「保安基準」という。）及び「移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び施設に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）」（以下「移動円滑化基準」という。）を満たす必要がありますが、現行の保安基準及び移動円滑化基準は大型バスを想定して作成されたものであり、必ずしも小型コミュニティバスの実態に則しているとは言えない箇所があるとの指摘もありました。

このため、平成 25 年 11 月 27 日に開催された「平成 25 年度第 2 回車両安全対策検討会」において、「小型コミュニティバスに係る保安基準等の見直しについて」の議論が行われたところです。

今般、この議論を踏まえ上記への対応等を行うため、保安基準等を改正することとします。

つきましては、広く内外の関係者から、本改正等に対するご意見を「意見公募要領」のとおり募集します。

※ 小型コミュニティバスとは、乗車定員 15 人程度のワンボックスカーを改造したものです。



【小型コミュニティバスのイメージ】

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

小型コミュニティバスに係る車両構造要件等の見直しについて（別紙の事項）

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

（1）ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1640

国土交通省自動車局技術政策課国際業務室 へ

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（2）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局技術政策課国際業務室 へ

郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（3）電子メールの場合

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_GKK_KGY@mlit.go.jp

国土交通省自動車局技術政策課国際業務室 へ

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成26年1月10日から平成26年2月10日まで（※必着）

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

問い合わせ先

自動車局 技術政策課：猶野、富岡、吉田

電話：03-5253-8111（内線42255）

03-5253-8591（直通）

FAX：03-5253-1640

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)